

賃貸住宅の補助

上限 300 万円撤廃

令和4年12月から
令和9年3月末までの制度です。



新築住宅・建物除却等の補助事業 についてのお知らせ

嘉手納町内に新築するマイホームやアパートなど、住宅等を取得する町内外の方（個人又は法人）に対し、定住の促進及び地域の活性化を図るため、補助金(奨励金)を交付します。

補助の内容は次の通りです。

- ①新築住宅等取得補助金 対象：☆住宅及び分譲マンションを取得し居住した個人 50万円/戸
☆賃貸住宅を取得した個人又は法人 30万円/戸
- ②建物除却補助金 ①の住宅を取得するために建物等を除却した者 除却費の半額:上限30万円
- ③定住促進奨励金 ①の住宅等を取得した者に対し、その住宅等に係る固定資産税相当額の一部を補助

①新築住宅等取得補助金

平成29年5月1日以降に建築確認済証の交付を受けた

住宅、分譲マンション又は賃貸住宅を
取得した方に対して、

賃貸住宅は上限なく

1戸当たり**30万円**

を補助します。

50㎡以上/戸
50万円補助



40㎡以上/戸
30万円補助

40㎡未満/戸
対象外



補助
内容

例1: 2世帯住宅(各々所有者の場合)

補助金額

50万円×2戸=100万円

例2: 賃貸住宅: 床面積40㎡以上: 9戸

床面積40㎡未満: 2戸

補助金額

30万円×9戸=270万円

平成29年5月1日以降に建築確認済証の交付を受け、令和 9年3月31日までに **登記し、居住**する住宅、分譲マンション又は賃貸住宅を取得した方に対し、補助金を交付します。(税制措置による新築住宅に対する固定資産税減額措置の対象となる住宅が対象)

- ①住宅及び分譲マンションの場合、登記後、新築に入居し住民基本台帳に記載され、入居の日から5年以上定住することが条件です。補助額は、床面積50㎡以上の住宅に対し1戸あたり50万円を補助します。(多世帯住宅の要件を満たした場合は、更に1戸あたり50万円加算します。)工事完了し入居後6ヶ月以内に申請して下さい。
- ②賃貸住宅の場合、床面積40㎡以上(戸建賃貸は50㎡以上)の住宅に対し、1戸当り30万円を補助します。ただし、住民基本台帳に記載される方が入居者となる住宅であることが条件です。
工事完了後6ヶ月以内に申請して下さい。

② 建物除却補助金

新築住宅等取得補助金の交付対象となる住宅等を建築するために建物(住宅等)を除去した場合はその費用の半額(上限30万円)を補助します。



補助
内容

新築住宅等取得補助金の交付対象となる住宅等の新築工事を行うため、建物(住宅等)を除却した者に対し、除却費の2分の1に相当する額(上限30万円)を補助します。
● 新築住宅工事完了後6ヶ月以内に申請書を提出すること。

③ 定住促進奨励金

新築住宅等取得補助金の交付対象となる住宅等を取得した方に対して、その住宅等に係る固定資産税相当額の一部を補助します。

補助
内容

新築住宅等取得補助金の交付対象となる住宅等を取得した方に対し、固定資産税相当額の一部を課税された年から5年間補助します。
(税制措置による新築住宅に対する固定資産税減額措置の対象となる住宅が対象)
※ 住宅等に係る固定資産税を全額納付した後、その年度の3月までに申請が必要

期間 : 令和4年12月から令和9年3月まで (奨励金については令和15年3月まで)

① ②は事前協議が必要です。尚、補助金は対象となる条件がありますので詳しくは下記窓口へお問い合わせ下さい。

受付窓口
問い合わせ先

嘉手納町役場 2階 企画財政課 定住対策係
TEL:098-956-1111 (内線)244・243
FAX:098-956-9508

